

面ノ木公園施設指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名	： 面ノ木公園施設
所在地	： 北設楽郡設楽町津具地内、豊田市稲武町井山地内
設置根拠	： 自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和47年 供用開始）
設置目的	： 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要	： 敷地面積 520,084 m ² 主な施設 園地（ビジターセンター1棟、休憩所7棟、便所2棟、園路、広場、駐車場） ビジターセンターの開館日 4月1日から11月30日まで（休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）） ビジターセンターの開館時間 午前10時から午後4時まで ※園地は通年利用可

2 指定管理概要

指定管理者名	： 設楽町
指定期間	： 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況	： 周辺市町村の観光案内に関するポスター、パンフレット、チラシ等を備え付け、広域的な利用促進を図る。（平成26年4月から実施）

3 利用状況

(単位:人)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
ビジターセンター	22,000	5,834	22,000	8,107	-2,273
計	22,000	5,834	22,000	8,107	-2,273

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	3,717	3,717	3,594	3,594	123
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	3,717	3,717	3,594	3,594	123
その他	0	0	0	0	0
支出	3,717	3,717	3,594	3,594	123
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	適切な管理運営がなされていた。また、町の観光施設と連動した利用促進や、パンフレット配布などの広報、季節毎の見所の利用案内などによる利用促進に努めていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	季節毎の見所の案内など、園地の魅力を活かした利用促進がなされていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

- S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

- 県内でも貴重な原生林等の自然環境を有し、自然公園施設としての意義は薄れていないが、地元への移管を中心としたより効果的な活用の方策を検討していく。

6 利用者からの反応

- 利用者からは「利用してよかった」と概ねご満足いただいている。
- 屋外トイレが古く使用に耐えない。：【対応】駐車場の屋外トイレを設楽町が管理・運営中。
- 入口階段のタイルが一部剥がれていて危ない。：【対応】検討中
- 展示物や内部の配置が使いづらいので改善したい。：【対応】検討中

7 その他

- 施設の老朽化対策・有効活用方針等について、指定管理者との協議を踏まえ今後実施していく。

○ 問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課 調整・施設・自然公園グループ
電話：052-954-6227（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-963-3526
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp